

基本構想策定について

1 基本構想策定業務委託について

業務委託の契約については、大規模な建築物を設計する場合、受託者（設計者）の選択についても重要となり、基本構想の段階から価格競争だけの一般競争入札による発注ではなく、複数の設計者に企画提案等を提出させ、ヒアリング等を実施し、その中から優れた提案を行った設計者を選ぶ、プロポーザル方式（公募型）を予定しています。

2 プロポーザル方式について※

委託するうえで、もっとも適した「設計者（人）」を選ぶ方式です。技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式です。

※資料：「質の高い建築設計の実現を目指して プロポーザル方式」（国土交通省官庁営繕部）

○一般的にプロポーザル方式では、公募型が採用されていることが多く、実施要領を作成して公告し、最も適切な設計者を受託候補者として選定します。

○一般的な公募型プロポーザル方式の実施要領に記載する主な内容は、次のとおりです。

（１）参加資格要件

- ア 事業所の所在地
- イ 過去の同種実績状況

（２）参加表明等の提出条件

- ア 管理技術者の資格要件
- イ 主任技術者の資格要件

(3) 企画提案書の作成要領

ア 取組姿勢や実施体制

イ 地域の特性・課題を踏まえた庁舎整備のあり方や考え方についてテーマ別に提案する。

① テーマ1 (例)「まちづくりの拠点となる庁舎整備について」

新庁舎を中心として賑わいを創出し、日常的にまちづくりの拠点となる庁舎整備について提案すること。

※さらにテーマを2～3件程度設定する。

(4) 企画提案書の審査方法及び評価基準

ア ヒアリングの実施や実施方法

イ 企画提案書等の評価基準

(5) 配布資料等

ア 公募型プロポーザルの実施に係る手続き開始の公告

イ 公募型プロポーザル実施要領

ウ 新庁舎整備基本構想業務委託仕様書

エ 公募型プロポーザル参加表明書評価要領

オ 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

カ 公募型プロポーザル企画提案書等審査要領

(6) プロポーザルの実施期間

実施内容	実施期間
実施に関する公告	約2カ月
質問受付・回答	
参加表明書受付期間	
企画提案書受付期間	
ヒアリング実施	
企画提案書審査結果通知	
契約締結	